

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、広島市安佐北区白木町栃谷・大槌・正木地区（以下「栃谷地区」という。）の患者を最寄りの医療機関まで安全確実に輸送するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 運行区間等

受注者は、発注者の指定した毎週火曜日及び金曜日（8月14日から16日、年末年始12月30日から1月3日は除く）に、1日3回、栃谷地区から最寄りの医療機関まで患者を送迎するものとする。ただし当日が祝日の場合には、前日とする（前日も祝日の場合には、運休とする。）。

なお、運行ルート及び運行時間は別添1及び別添2のとおりとし、駐車場の詳細については、地域の自治会長等と協議の上決定するものとする。

医療機関名	所在地
西山整形外科胃腸科	広島市安佐北区白木町大字秋山 2325-1
ゆあさ歯科医院	広島市安佐北区白木町大字小越 244-1
しみずクリニック	広島市安佐北区白木町大字小越 193

(2) 予定運行回数

予定運行回数は300回とする。

(3) 輸送車

ア 発注者は、受注者に次の輸送車を無償で貸し付けるものとする。

貸付の詳細は輸送用車両無償貸付契約書による。

品 名	規 格 等	数 量	備 考
広島市へき地患者 輸送用車両	令和5年式10人乗 ガソリン車	1台	ニッサン キャラバン 送迎タイプ ワゴンDX 車台番号 KS2E26-121153 自家用

イ 受注者は、輸送車を管理し、運行に支障のないよう点検・整備すること。

ウ 輸送車を運行する者は、第2種普通免許所持者であること。

エ 受注者は、輸送車を運行する者の運転免許証の写しを速やかに発注者に提出するものとする。

オ 受注者は、善良なる管理者の注意をもって輸送車の運行を行い、委託業務以外の目的に輸送車を使用してはならない。

カ 受注者は、輸送車に次の内容の任意保険に加入し、加入後は、速やかに、その写しを発注者に提出すること。

(ア) 被保険者 受注者

(イ) 保険金額 次に示す保障の内容以上のもの

対人賠償 無 制 限

対物賠償 300万円

搭 乗 者 1名当たり 500万円

キ 受注者は、輸送車の法令に基づく継続検査及び6か月点検を受けなければならない。継続検査については新車登録から初回は3年、以後は2年毎に受けることになっており、令和8年度は対象年度ではない。

なお、検査及び点検を受けた時は、へき地患者輸送車運転日誌の備考欄に「継続検査実施」及び「6か月点検実施」と記載し、検査後には自動車検査証の写しを速やかに発注者に提出すること。

ク 受注者は、輸送車の洗車を3か月毎に1回、ワックス掛けを6か月毎に1回行わなければならない。

なお、これらを行った時は、へき地患者輸送車運転日誌の備考欄に「洗車実施」及び「ワックス掛け実施」と記載すること。

2 留意事項

(1) 輸送車の運行

- ア 輸送車の運行に当たっては、受注者は、交通関係諸法令を遵守し、安全運転と事故防止に努め、乗降に際しては介助等にも十分配慮するほか、車両の保全に万全の注意を払わなければならない。
- イ 輸送車の運行は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、受注者は、常に輸送車を清潔に保ち、適正な注油及び簡易な修理・調整等を行い、点検整備に努めなければならない。
- ウ 受注者の勤務態度は親切丁寧、清廉潔白を旨とし、理由のいかんを問わず利用者から謝礼等の金品を受領してはならない。

(2) 緊急時等の対応

- ア 受注者は、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、発注者へ通報し、その指示を受けるものとする。
- イ 受注者は、積雪、交通渋滞等により規定どおりの運行が困難となった場合は、速やかに発注者へ連絡し、その指示を受けるものとする。
- ウ 受注者は、車両の故障時には、代替車を手配し、患者の通院に支障ないようにすること。

3 実績報告書の提出

受注者は、1 か月ごとに業務完了後、別添 3 の業務実施報告書を作成し、翌月の 10 日（ただし、3 月分については、3 月 31 日）までに発注者へ提出するものとする。

4 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

前期運行計画表（４月～９月）

別添１

毎週火曜日、金曜日運行（盆「８月１４日から８月１６日」は除く。） ただし、運行日が休日の場合は、その日の前日（前日も祝日の場合は、運休とする。）				
停 留 所	第 １ 回 運行時間	第 ２ 回 運行時間	第 ３ 回 運行時間	備 考
しみずクリニック前		１１：３０ ↓	１６：３０ ↓	
ゆあさ歯科医院前		１１：３３ ↓	１６：３３ ↓	
志 和 口 駅 前		１１：３７ ↓	１６：３７ ↓	
西山整形外科胃腸科前		１１：３９ ↓	１６：３９ ↓	
正 木 地 区		１１：４９ ↓	１６：４９ ↓	
大 槌 地 区		１１：５２ ↓	１６：５２ ↓	
栃 谷 地 区		１２：０７	１７：０７	
栃 谷 地 区	８：３０ ↓	１２：１０ ↓	１７：１０ ↓	
大 槌 地 区	８：４５ ↓	１２：２５ ↓	１７：２５ ↓	
正 木 地 区	８：４８ ↓	１２：２８ ↓	１７：２８ ↓	
西山整形外科胃腸科前	８：５８ ↓	１２：３８ ↓	１７：３８ ↓	
志 和 口 駅 前	９：００ ↓	１２：４０ ↓	１７：４０ ↓	
ゆあさ歯科医院前	９：０４ ↓	１２：４４ ↓	１７：４４ ↓	
しみずクリニック前	９：０７	１２：４７	１７：４７	

後期運行計画表（１０月～３月）

別添２

毎週火曜日、金曜日運行（年末年始「１２月３０日から１月３日」は除く。）
 ただし、運行日が休日の場合は、その日の前日（前日も祝日の場合は、運休とする。）

停 留 所	第 １ 回 運行時間	第 ２ 回 運行時間	第 ３ 回 運行時間	備 考
しみずクリニック前		１２：３０ ↓	１６：３０ ↓	
ゆあさ歯科医院前		１２：３３ ↓	１６：３３ ↓	
志 和 口 駅 前		１２：３７ ↓	１６：３７ ↓	
西山整形外科胃腸科前		１２：３９ ↓	１６：３９ ↓	
正 木 地 区		１２：４９ ↓	１６：４９ ↓	
大 槌 地 区		１２：５２ ↓	１６：５２ ↓	
栃 谷 地 区		１３：０７	１７：０７	
栃 谷 地 区	９：００ ↓	１３：１０ ↓	１７：１０ ↓	
大 槌 地 区	９：１５ ↓	１３：２５ ↓	１７：２５ ↓	
正 木 地 区	９：１８ ↓	１３：２８ ↓	１７：２８ ↓	
西山整形外科胃腸科前	９：２８ ↓	１３：３８ ↓	１７：３８ ↓	
志 和 口 駅 前	９：３０ ↓	１３：４０ ↓	１７：４０ ↓	
ゆあさ歯科医院前	９：３４ ↓	１３：４４ ↓	１７：４４ ↓	
しみずクリニック前	９：３７	１３：４７	１７：４７	

別添 3

令和 年 月 日

広島市長

住所・氏名

印

広島市へき地患者輸送車運営事業実施報告書

令和 年 月分のへき地患者輸送車運営事業を下記のとおり実施しましたので、別紙へき地患者輸送車運転日誌を添えて報告します。

記

1 運行回数 _____回

2 輸送患者数 _____人

へき地患者輸送車運転日誌

確 認 者 職 名			印	令和 年 月 日 ()			天 候	
運行時間	往復 の別	運 行 経 路		走 行 キロ数 Km	運 転 者 氏 名		印	輸送患 者人員 人
	往・復							
	往・復							
	往・復							
燃料注入	走 行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考		
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)				

確 認 者 職 名			印	令和 年 月 日 ()			天 候	
運行時間	往復 の別	運 行 経 路		走 行 キロ数 Km	運 転 者 氏 名		印	輸送患 者人員 人
	往・復							
	往・復							
	往・復							
燃料注入	走 行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考		
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)				

確 認 者 職 名			印	令和 年 月 日 ()			天 候	
運行時間	往復 の別	運 行 経 路		走 行 キロ数 Km	運 転 者 氏 名		印	輸送患 者人員 人
	往・復							
	往・復							
	往・復							
燃料注入	走 行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考		
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)				

※輸送患者数は、各運行における「へき地から最寄の医療機関までの搬送患者数」とする。

広島市へき地患者輸送用車両無償貸付契約書

広島市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、次の条項により、広島市へき地患者輸送用車両の無償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に管理・使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

品 名	規 格 等	数 量	備 考
広島市へき地患者 輸送用車両	令和5年式10人乗 ガソリン車	1台	ニッサン キャラバン 送迎タイプ ワゴンDX 車台番号 KS2E26-121153 自家用

（指定用途）

第3条 借受人は、貸付物件を広島市へき地患者輸送車運営事業の送迎の用に供さなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第5条 貸付人は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を借受人に引渡す。

（物件の管理等）

第6条 借受人は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を管理・使用しなければならない。

2 貸付物件の管理・使用に要する一切の経費は、借受人の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 借受人は、貸付物件の使用権を譲渡し、又は貸付物件を転貸し、若しくは担保に供してはならない。

（報告義務等）

第8条 借受人は、貸付物件の全部又は一部が亡失又はき損したときは、直ちにその状況を貸付人に報告し、貸付人の指示をうけるものとする。

（損害賠償）

第9条 借受人は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、借受人の負担において、その損害を賠償しなければならない。

2 前条の亡失又はき損が、借受人の責めに帰すべき理由により生じたときは、借受人はこれを現

状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第 10 条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 貸付物件を貸付人が使用する必要が生じたとき。
- （2） 貸付人が、貸付物件の処分を決定したとき。
- （3） 借受人が、この契約に違反したとき。

2 借受人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を貸付人に請求することができない。

（必要経費等の放棄）

第 11 条 借受人は、貸付期間が満了し、この契約が更新されない場合又はこの契約が解除された場合において貸付物件を返還するときは、借受人が支出した必要経費等が貸付物件に現存している場合であっても、貸付人に対し、その費用を請求することができない。

（期間満了時の処理）

第 12 条 この契約が満了し、又は契約の解除があったときは、借受人は、直ちに管理車両を貸付人の指定する場所へ返還する。

（訴訟管轄）

第 13 条 この契約について紛争が生じたときは、貸付人の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第 14 条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、貸付人及び借受人協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

（貸付人） 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市
代表者 広島市長 松 井 一 實

（借受人）